

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年4月11日（令和6年（行情）諮問第429号）

答申日：令和7年10月20日（令和7年度（行情）答申第457号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、第3ないし第5において、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月5日付け防官文第2718号及び同年6月15日付け防官文第9755号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）（別紙略）は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) そこで、本件開示決定通知書で特定された P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 2 2 年度（行情）答申第 5 3 8 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号）についても特定を求める。

平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 文書の特定が不十分である。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(2) 審査請求書 2（原処分 2 に係るもの。）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該

当する行政文書として、別紙の2に掲げる2文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年3月5日付け防官文第2718号により、本件対象文書のうち、文書1の1枚目ないし5枚目及び文書2の1枚目ないし5枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年6月15日付け防官文第9755号により、文書1（1枚目ないし5枚目を除く。）及び文書2（1枚目ないし5枚目を除く。）について、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2（原処分）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年及び約5年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している

情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 令和7年10月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書以外の文書の特定、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

なお、開示実施文書を確認したところ、文書1の5枚目の寄稿された小文のタイトルの一部がマスキングされていると認められるが、当該部分については、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されておらず、原処分において不開示とされていないものと認められるので、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 「艦船と安全」は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊司令部が毎月編集・発行をしている部内向けの文書であ

る。

イ 本件開示請求書には、「『艦船と安全』2017年11～12月号。」と記載されていることから、本件対象文書を特定した。

ウ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

(2) 上記(1)イの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名、経歴、家族構成等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事

情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号3に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の経歴、入隊時期、期別、勤続年数等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号4に掲げる不開示部分には、特定のコーナーにおいて標題を提案した自衛隊員の氏名及び所属並びに小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢が記載されていることが認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに寄稿した小文の内容等に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号5に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の装備品に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分はこれを公にすることにより、装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたこと

は妥当である。

イ 別表の番号6に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号7に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年及び約5年9か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

『艦船と安全』 2017年11～12月号。

2 本件対象文書

文書1 艦船と安全 2017年11月号

文書2 艦船と安全 2017年12月号

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	2枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 2	2枚目及び3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 1	7頁、9頁、16頁、18頁、20頁、23頁、26頁、28頁、32頁、35頁、40頁、42頁、44頁、46頁、48頁、57頁、64頁、67頁、69頁、74頁、75頁、77頁、78頁及び80頁ないし83頁のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 2	4頁、6頁、8頁、9頁、12頁、14頁、18頁、20頁、22頁、24頁、26頁ないし28頁、30頁、32頁、34頁、36頁ないし39頁、41頁、42頁、44頁、46頁、51頁、59頁ないし61頁、63頁、67頁、69頁、70頁及び72頁ないし75頁のそれぞれ写真の顔部分	
2	文書 1	5枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 2	5枚目の寄稿者の氏名	
	文書 1	57頁の一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 2	51頁の一部（写真の顔部分を除く。）	

3	文書 1	7 頁の本文左欄の 2 行目及び 3 行目の一部 9 頁、12 頁、16 頁、23 頁、26 頁、28 頁、32 頁、35 頁、38 頁、40 頁、44 頁、46 頁、64 頁、74 頁、75 頁、77 頁及び 78 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	4 頁、9 頁、12 頁、20 頁、22 頁、24 頁、26 頁、30 頁、32 頁、33 頁、36 頁、37 頁、39 頁、42 頁、44 頁、46 頁、67 頁、69 頁及び 70 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		28 頁の本文左欄の 2 行目の一部	
4	文書 1	80 頁ないし 83 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 84 頁の一部（メールアドレスを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	72 頁ないし 75 頁のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 76 頁の一部（メールアドレスを除く。）	
5	文書 1	7 頁の本文右欄の 20 行目及び 10 頁のそれぞれ一部	海上自衛隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 2	28 頁の本文左欄の 22 行目及び 23 行目の一部	海上自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊

			の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条３号に該当するため、不開示とした。
7	文書 1	84頁のメールアドレス	防衛省のネットワークで使用されているアドレスであり、これを公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報を送信され、その結果、情報の信頼性を喪失する等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号に該当するため不開示とした。
	文書 2	76頁のメールアドレス	

※当審査会事務局において整理した。